



## 調査報告書から考える－いわき信用組合案件－

令和7年12月18日

弁護士 木村 俊太郎

E-mail : kimura\_s@clo.gr.jp

### 第1 はじめに

令和7年5月30日、いわき信用組合（以下「本組合」といいます。）が令和6年11月15日に公表した同組合における不祥事案について、第三者委員会による調査が終了し、一連の不祥事案の事実関係や発生原因、抜本的な再発防止策に向けた提言等を取りまとめた「調査報告書（公表版）」<sup>1</sup>（以下「本報告書」といいます。）が公表されました。

本コラムでは、本報告書の概要や特徴等について解説いたします<sup>2</sup>。

### 第2 不祥事案の概要

本報告書では、主に本組合における以下の3つの不祥事案（それぞれ「甲事案」、「乙事案」、「丙事案」といいます。）についての調査等の結果が報告されました。

#### 1 甲事案

##### (1) 事案の概要

甲事案は、本組合が、遅くとも2004年3月頃から2011年3月頃にかけて、X1社グループに対して、①本件迂回融資（遅くとも2004年3月頃から2010年5月頃にかけて行われた、ペーパーカンパニーが迂回融資先となり当該ペーパーカンパニーを通じてX1社グループに融資金を交付するという資金提供手段）及び②本件無断借名融資（X1社グループとは無関係の個人の名義を基本的に無断で借用して、手形貸付又は証書貸付等の不正な融資を実行して金銭を捻出する手法<sup>3</sup>）の手法を用いて極めて多額の融資金を不正に資金提供し、かつ、当該資金提供

<sup>1</sup> <https://www.iwaki-shinkumi.shinkumi.net/pdf/20250530.pdf>

<sup>2</sup> なお、本コラムは、後述の甲事案の大規模性、甲、乙、丙事案隠蔽にいたる経緯等、主に本報告書記載の不祥事案の特殊性に焦点をあてるものであり、令和7年10月31日に本組合が公表した調査報告書の内容については取り扱いませんのでご注意ください。

<sup>3</sup> 本報告書では、本件無断借名融資について、「2007年3月頃から2011年3月頃にかけては、当該融資金を本件迂回融資の返済に充当する、又は、現金若しくは口座入金等の適宜の手段でX1社グループに提供して事業資金や借入金返済等に充てさせることを主たる目的として実行された。なお、X1社グループへの資金提供終了後も、既発生の無断借名融資の書換・更改手続や利払等のメンテナンス作業の原資を確保するため、また、乙事案によって本組合に発生

の事実を 2024 年 11 月 15 日の公表時まで組織的に隠蔽していた事案です（以下「本件迂回融資」と「本件無断借名融資」を総称して「本件不正融資」といいます。）。

以前から本組合の大口融資先であった X1 社グループの経営状況が芳しくなく運転資金が不足していましたが、既に与信リミットを超過していたため、本組合は、代表理事の判断により、ペーパーカンパニーへの融資を通じた本件迂回融資を実行することを決定しました。

しかし、ペーパーカンパニーは事業実態がないものであったこと等から、本組合では X1 社グループへの多額の本件迂回融資という大きな不祥事が発覚する可能性があるかと懸念し、当時の代表理事らは、無断借名融資を大規模に実施することにより、これらペーパーカンパニーを通じた本件迂回融資をいったん回収することを決定しました。

本件無断借名融資の具体的手口は、代表理事間で協議の上、借名名義及び実行店舗を選定し役員から融資稟議書の作成指示が行われ支店内で回付して稟議を経た上で本部に送付し、本部での決裁を得るというものであり、その隠蔽は組織的な隠蔽措置によって支えられていました。

本組合の調査の結果、調査開始の時点で残存している本件無断借名融資は 87 件（合計 17 億 7340 万円）であることが判明しました。

## （2）役員の間与・認識

甲事案においては、当時の代表理事を筆頭に、専務理事、常勤理事ら経営陣が中心となって本件迂回融資の決定、実行に深く関与していました。また、2007 年 3 月の初めての本件無断借名融資の実行についても、代表理事、専務理事、常勤理事が決定に関与し、また、当時の X1 社への出向職員複数名（1 名は調査開始時点での常勤理事）が名義を提供して協力するなどしていました。

さらに、2008 年以降は、本組合本部にて、X1 社グループへの本件迂回融資及び本件無断借名融資の状況、資金繰りの状況確認、その後の資金繰りへの対処方針等について協議することを目的とした対策会議が複数回開催されていたところ、同会議には、代表理事、常勤理事、常勤監事等が出席するのが通常でした。

## （3）法令上の問題点

本件無断借名融資に関しては、役職員らが、自らの親族、知人、場合によっては関係性のない顧客の名義を借り、名義人本人の了承なく作成された借入申込書

---

した損失の補填に充てるため、少なくとも 2024 年 2 月頃まで随時、新規の無断借名融資（借換除く）が実行された。ただし、本調査によっても、本件無断借名融資により捻出された金銭の全ての用途は明らかとなっていない。」と指摘されています。

等に基づいて融資が実行されており、個別の借入申込書等作成時の事実関係次第では、役職員の行為に有印私文書偽造罪が成立し得る旨指摘されています。

また、本件不正融資については、「債権の回収見込みが著しく低いことを認識した上で融資を実行していたと考えざるを得ず、表向きは『本組合の存続のため』を標榜していたとしても、客観的にみてそれが本組合の利益にならないことは明らかであったし、本組合の意思決定者もそれを認識していたと考えざるを得ない。そうすると、実際には主たる動機は目の前の問題をただ先送りしたいという自己保身であったと認められ、本件不正融資行為には背任罪が成立すると考えることは十分可能である。」旨指摘されています。

さらに、民事上、行政法上の問題点として、本件迂回融資に関する大口信用供与規制違反、本件迂回融資に基づく債権債務の有効性、本件無断借名融資に基づく債権債務の有効性、X1 グループへの返還請求の可否、本件無断借用融資における名義利用の個人情報保護法違反、ディスクロージャー誌における虚偽記載、本件無断借名融資を無税直接償却することの問題、役員の任務懈怠責任が指摘されています。

## **2 乙事案**

### **(1) 事案の概要**

乙事案は、本組合の元職員が、本組合 α 支店及び β 支店に在籍中の 2010 年 3 月頃から 2014 年 8 月頃にかけて、①上記各支店の顧客名義を無断で借用して、預金担保融資、保証付融資及び個人ローン等の無断借名融資を実行し当該融資金を着服する方法、②上記各支店の顧客の総合口座貸越を利用して当該融資金を着服する方法、③上記各支店の顧客の定期預金を無断解約して解約金を着服する方法、④本組合 β 支店の諸勘定（個別貸倒引当金勘定）を不正操作する方法によって多額の金員を業務上横領又は詐取し、かつ、当該横領が、2013 年 5 月中旬から 6 月頭頃までの間と 2014 年 9 月初めの二度にわたり発覚した後も、当該事実を 2024 年 11 月 15 日の公表時まで組織的に隠蔽していた事案です。

横領行為の発生期間は少なくとも 2010 年 2 月 18 日から 2014 年 8 月 25 日まで、横領がなされた支店は α 支店及び β 支店、横領金額（本組合に生じた損失額）は少なくとも 1 億 9582 万 8147 円でした。

巨額横領事件という不祥事を当局に報告できない等の理由から横領による損失を様々な手法（役員らの自己資金、無断借名融資、本部現金の流用等）で穴埋めする、調査資料等の関係資料は一切処分する等の措置により乙事案が組織的に隠蔽されていました。

### **(2) 役員の間与・認識**

上記のとおり、乙事案は、2013年5月中旬から6月頭頃までの間と2014年9月初めの二度にわたり発覚したところ、いずれの横領発覚時においても、当時の常勤役員の全員又は相当数の間で横領の事実が共有され、隠蔽、損失の穴埋め方法等の方針は当時の代表理事の協議によって決定され、また、関係資料の処分については当時の理事長が決定承認していました。

これに対し、当時の常勤理事及び常勤監事が上記方針決定に関与したことを認定するに足りる証拠は見当たらなかったとされています。

### **(3) 法令上の問題点**

元職員の着服行為については、その手口に応じて業務上横領罪、詐欺罪、電子計算機使用詐欺罪が成立する可能性がある旨指摘されています。

また、当時の理事長の決定承認のもとに乙事案の調査に関する一切の資料及びデータを廃棄した行為については、元職員の横領罪又は詐欺罪等という他人の刑事事件に関する証拠を隠滅したものとして、証拠隠滅等罪が成立する可能性があるとされています。

さらに、2回目の横領が発覚した2014年9月以降、本部現金を流用して損失の穴埋め作業をした事実が当時の貸借対照表に反映されておらず、現金残高が過大に計上されていたとして、同行為に貸借対照表への虚偽記載の罪(協金法10条1号の2、銀行法21条1項銀行法施行規則19条の2第1項5号)、業務報告書への虚偽記載の罪が成立する可能性がある(協金法10条1号・銀行法19条)とされています。

また、民事法上の問題点として、行為者への損害賠償請求の可否、役員の任務懈怠責任が指摘されています。

## **3 丙事案**

### **(1) 事案の概要**

丙事案は、本組合の元職員が、本組合α支店に在籍中の2009年5月下旬から同年6月7日までの間に、同支店の金庫内に保管されていた100万円の帯封現金から1万円札20枚を抜き取る方法によって、現金20万円を業務上横領又は窃取し、かつ、当該事実が本組合本部に報告された後もその事実を2024年11月15日の公表時まで組織的に隠蔽していた事案です。

丙事案については、発覚後速やかに本部へ報告がなされたものと考えられますが、丙事案の発覚に起因して甲事案等のその他の不祥事案も発覚する結果となることを恐れたため、本組合は最終的に丙事案について刑事捜査機関への告訴・告発・被害届提出等の対応のほか、監督当局への不祥事件等届出書の提出も行わなかったと推測される旨が本報告書で指摘されています。

## (2) 役員の間与・認識

α支店の支店長は、丙事案が発覚した2日後に本部に報告を行いました。丙事案が公になることで甲事案についても発覚することを懸念し、丙事案を隠蔽することが決定されました。

なお、第三者委員会による調査では、支店長から報告を受けた役職員及び隠蔽の決定に関与した役職員は明らかになりませんでした。第三者委員会は、少なくとも当時の理事長が報告を受け、隠蔽を決定・最終承認したことは間違いないと指摘しています。

## (3) 法令上の問題点

元職員の着服行為については、金庫内の現金が元職員の占有下・管理下にあつたといえる場合には業務上横領罪が成立し、占有下・管理下になかつたといえる場合には窃盗罪が成立することとなるとされています。

また、民事上の問題点として役員の仕事懈怠責任が指摘されています。

## 第3 原因分析

### 1 三事案共通の原因

本報告書においては、甲、乙、丙事案いずれにおいても、当時の理事長をはじめ相当数の役員が関与した上で実行又は事後対応が行われたにもかかわらず、現在まで報告・公表がなされなかつたことからして、役員にはコンプライアンス意識の著しい欠如が認められる旨指摘されています。

また、このような本組合関係者のコンプライアンス意識の欠如の一因は、特定の人物（当時の理事長）に人事権が掌握されていたために、不正を指摘したり拒否したりすることを躊躇せざるを得ない環境にあつた点にあり、さらに、人事権を掌握する者のパワーハラスメントにより、上意下達の組織風土が本組合内部に醸成されたこと、上意下達の組織風土等により、職員間の風通しが悪い状態になつていたことなどが長期間に渡り三事案が隠蔽された原因となつたと考えられるとも指摘されています。

さらに、役員による事案の隠蔽は、内部統制システム、監督体制が適切に機能していれば、より早期に不正が明らかになつていたはずであり、内部統制システムの機能不全も三事案隠蔽の原因となつたとされています。

### 2 甲事案の原因

本報告書では、甲事案の原因として経営判断の合理性の著しい欠如が指摘されています。第三者委員会は、そもそも迂回融資や無断借名融資以前にX1社グル

ープ自体に多額の正規融資を行ったことに経営合理性があったか自体も問題となりうる旨指摘した上で、そのような会社にさらに信用供与等限度額を超えた多額の迂回融資を行うこと、さらに無断借名融資という明らかに違法な手段によってまで資金注入を行うという経営判断、その後も膨れ上がる無断借名融資の件数及び金額を前にして、この問題をどのように解決するかという点についてさしたる具体的プランもないままに、無断借名融資を隠蔽するためにさらに無断借名融資を行い続けたことに合理性はなく、まともな経営判断がなされていたとは言いがたいとしています。

また、債権管理（債務者の将来の業績見込みや返済可能性の審査、債務者の信用リスク把握）体制が信用組合という中小金融機関であることを考慮してもなお許容しがたいレベルにあったと指摘されており、これが甲事案の実行及び隠蔽を容易にしていたとされています。

### 3 乙事案の原因

当時の重要書類等の物理的な確認・管理体制が、不正を実行しようと思えばできてしまうほどにずさんであったことが乙事案発生の原因になったと指摘されています。

また、元職員が、本組合が無断借名融資を行っていることを把握し、その方法を模倣することで横領行為を重ねるに至ったこと、本組合が、乙事案が発覚すれば、甲事案も連鎖的に発覚しかねないとの懸念から、当該事案を隠蔽していたことを指摘し、乙事案に先行して甲事案が発生していなければ、乙事案が発生・隠蔽されることもなかったとされています。

### 4 丙事案の原因

丙事案発生時点で、現金有高監査が適正に実施されていれば直ちに発覚していたはずであり、ずさんな現金有高確認がなされていたことが、丙事案発生の原因といえると指摘されています。

また、金庫室への入退室及び金庫の鍵の管理については支店長、次長だけでなく、事実上出納係も自由に金庫にアクセスできていたと思われ、このような管理状況の緩慢さにより、横領又は窃取の動機が生じたと考えられるとも指摘されています。

## 第4 本報告書の特徴

本報告書では、不祥事案の概要や発生原因、再発防止策を提言するのみならず、本組合による「不祥事発覚後のデータ、資料類の隠滅処分」、「不祥事発覚前の資料類の隠滅処分」、「本調査過程における重要事実の隠匿、虚偽説明」といった「組

合側による調査妨害とも評価される事象」の存在により、調査委員会による調査に、本来であれば行わずとも済む膨大な作業を実施することを余儀なくされた、当初想定した調査スケジュールが大幅に遅延したといった影響を与えた旨が指摘されています。加えて、これらの「重要な事実の隠匿は、協議に基づいて組織的に行われたものであることを示す事例も存在するが、一方で、具体的協議に基づくことなく暗黙の了解に基づいて実施されたと推測されるものもある。前者が極めて不誠実な対応であることは当然であるが、暗黙の了解のもとに複数の役職員により重要な事実が隠されようとしたとすると、それもまた本組合という組織の抱える根深い問題を示すものとして重大な問題である。」とも指摘されています。

上記のような状況は、まさに本報告書記載のとおり「不祥事に伴う第三者委員会の調査実務でも前例のない状況と考えられる」ものであるところ、これらの事象の詳細について説明した上で、これによって特に影響を受けた事実認定（本件無断借名融資について、「これまでに無断借名融資等によって捻出された金額はいくらか」、「利用された名義人は何名か」、「利息や返済として本組合に還流していたのはいくらか」という点）について、「第5編 当委員会が認定した不正行為」とは別個の章を立て、その調査経過・特定経過等について詳細に報告している点に、類似の調査報告書とは異なる大きな特徴があります。

また、各事案をみても、甲事案は代表理事ほか多数の役職員が計画的に関与して、約20年にわたり数十億円規模の不正な融資が行われ、さらに、役員のみならず、多数の従業員が関与して隠蔽がなされた大規模な不祥事案です。さらに、乙、丙事案は、行為類型としては特筆すべき点のある不祥事案とは言いがたいものの、甲事案を隠蔽するため、役員が自ら隠蔽を主導した点に大きな特徴があります。

本報告書においても、甲、乙、丙の一連の不祥事案は、「経営陣の指示に基づく長期間にわたる組織的かつ大規模な不正行為」であり、「類を見ない極めて特殊な事案である」と指摘されており、本事案は、他の不祥事案と比較しても、悪質性・特殊性が際立った事案であると評価できます。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

([clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp))